

業務方法書の取扱いの一部改正について

1 業務方法書の取扱い（平成16年5月6日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>（担保指定証券に係る国債証券の取扱い）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>DVP参加者は、利付国債の利子支払期日の前日は、当該利付国債の担保指定証券の預託等のための請求を行うことができない。</u></p> <p style="text-align: center;">（削る）</p> <p style="text-align: center;">（削る）</p> <p>4 当社は、国債証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務方法書第58条第5項、同第59条の2第2項及び第3項の規定によるほか、<u>その返還請求権を有するDVP参加者から償還期日の2日前の日までに担保指定証券解除請求が行われない場合には、当該DVP参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、償還期日の前日に当該DVP参加者に返還するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（削る）</p> <p style="text-align: center;">（削る）</p>	<p>（担保指定証券に係る国債証券の取扱い）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>DVP参加者は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める期間は、担保指定証券の預託等のための請求を行うことができない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（1） 利付国債（次号に掲げるものを除く。）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>その利子支払期日前2日間（銀行休業日を除く。）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（2） 承継国債（利子支払期日が銀行休業日に当たる場合に限る。）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>その利子支払期日前3日間（銀行休業日を除く。）</u></p> <p>4 当社は、国債証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務方法書第58条第5項、同第59条の2第2項及び第3項並びに本条第2項の規定によるほか、<u>次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定めるところによるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（1） 利付国債（次号に掲げるものを除く。）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>その返還請求権を有するDVP参加者から償還期日の4日前の日までに担保指定証券解除請求が行われない場合には、当社は、当該DVP参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、償還期日の3日前の日</u>に当該DVP参加者に返還するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>（2） 承継国債（償還期日が銀行休業日に当たる場合に限る。）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>その返還請求権を有する DVP 参加者から償還期日の5日前の日ま</u></p>

	でに担保指定証券解除請求が行われない場合には、当社は、当該 DVP 参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、償還期日の 4 日前の日に当該 DVP 参加者に返還するものとする。
--	--

## 2 附 則

- 1 この改正規定は、平成 27 年 10 月 13 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、機構が運営するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成 27 年 10 月 14 日以後の当社が定める日から施行する。
- 3 施行日（第 1 項に規定する日（前項に規定する当社が定める日が定められた場合には、当該日）をいう。以下同じ。）の 3 日後の日までに償還期日が到来する国債証券（施行日の 3 日後の日に償還期日が到来するものであって、施行日以後に担保指定証券として預託されたものを除く。）に係る担保指定証券残高の返還については、改正後の第 15 条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。